

チャレンジ生駒みらい資金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）や原油・物価高騰等の影響を受けながらも、新たな事業展開にチャレンジする者を支援するため、予算の範囲内でチャレンジ生駒みらい資金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年生駒市規則第19号。以下「補助金等交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 支援金の交付申請できる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項又は第5項の規定に該当する者（以下、「中小企業者」という。）
- (2) 生駒市内に本店、支店、事業所等を有する者（令和5年1月31日までにその予定の者も含む。）
- (3) 生駒市内において第3条に規定する事業を行う者
- (4) 個人で事業を営む者（以下、「個人事業者」という。）にあってはアを、法人にあってはイを提出できる者
 - ア 個人事業の開業届出書（税務署の受付印があるものに限る。）の写し
 - イ 会社登記簿等（発行から3ヶ月以内のものに限る。）の写し

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は支援金の交付の対象としない。

- (1) 次のいずれかに該当する中小企業者
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企

業（中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者

(3) 生駒市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月生駒市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員

(4) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(5) その他本市が支援金を交付するにあたり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがある者

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、その他市長が認める者（対象事業）

第3条 支援金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、令和4年4月1日から令和5年1月31日まで（以下「対象期間」という。）の間に、感染症の影響下における経営課題の解決のための事業を実施し完了させた上、金銭的支出を行った事業とする。ただし、対象期間の間に国、都道府県又は市町村（本市を含む。）から同様の補助金等の交付の決定を受けた事業を除く。

（対象経費）

第4条 支援金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表

第1に掲げるものであって、20万円以上の経費とする。ただし、別表第2に掲げる経費は対象経費から除く。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 第2条第1項第4号アの個人事業者においては対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、対象経費が100万円を超える場合は50万円を上限とする。

(2) 第2条第1項第4号イの法人においては対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、対象経費が200万円を超える場合は100万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を別に定める期日までに市長に申請しなければならない。

(1) チャレンジ生駒みらい資金交付申請書(様式第1号)

(2) 事業計画書(様式第2号)

(3) 収支予算書(様式第3号)

(4) 対象事業の実施が分かる証憑書類

(5) 第2条第1項第4号に定める書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請を電磁的記録により行うことができる。なお、第8条第1項に規定する申請及び第10条の規定による報告についても同様とする。

3 第1項の規定による申請は、対象期間内で1の対象者につき1回限りとする。

る。なお、既に次条に定める交付決定を受けているものについては、新たに申請をすることができない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上選定し、支援金の交付が適当と認めたものについて、チャレンジ生駒みらい資金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。通知を受けとった者を、交付決定者という。

2 市長は、支援金の交付が不相当であると認めたときは、対象者に対して速やかに通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定による通知を電磁的記録により行うことができる。なお、次条第2項及び第11条の規定による通知についても同様とする。

(変更等の申請)

第8条 交付決定者が事業計画の内容を変更しようとするときにあっては、チャレンジ生駒みらい資金変更申請書(様式第5号)、変更事業計画書(様式第6号)及び変更収支予算書(様式第7号)を、中止しようとするときにあってはチャレンジ生駒みらい資金中止(廃止)承認申請書(様式第8号)を事前に市長に提出しなければならない。変更する場合において、交付決定者は、対象経費を増額する申請をすることはできない。ただし、別に定める軽微な変更については第10条に定める実績報告をもって変更できるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その変更内容を審査し、適当と認めたときは変更を承認し、チャレンジ生駒みらい資金変更・中止(廃止)承認通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(事業遂行の義務)

第9条 交付決定者は、支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従

い、善良な管理者の注意をもって対象事業を行い、支援金を他の用途に使用してはならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者が対象事業を完了したときは、次に掲げる書類を令和5年2月28日までに市長に報告しなければならない。

- (1) チャレンジ生駒みらい資金実績報告書(様式第10号)
- (2) 事業実績報告書(様式第11号)
- (3) 収支決算書(様式第12号)
- (4) 収支決算書に係る証憑書類の写し
- (5) 対象事業を実施し完了したことを証明する写真等
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書等が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき支援金の額を確定し、チャレンジ生駒みらい資金交付額確定通知書(様式第13号)により交付決定者に対し通知するものとする。

2 市長は、実績報告の内容が、交付決定の内容又はこれに付した条件に違反すると認めるときは、支援金の全部又は一部を交付しないことができる。

3 市長は、前項の規定により支援金の全部又は一部を交付しないときは、交付決定者に対して速やかに通知するものとする。

(請求及び交付)

第12条 前条第1項の通知を受領したものは、チャレンジ生駒みらい資金交付請求書(様式第14号)及び振込口座情報が確認できる書類を令和5年3月31日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があった後に支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は法令に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けた、又は受けようとしたとき。
- (3) 第8条の規定による申請又は第10条の規定による報告において、対象経費が4分の1を超えて減少したとき。ただし、次のいずれかの場合を除く。
 - ア 対象事業の内容に大きな変更がなく、入札等により対象経費が減少したとき。
 - イ 自然災害、火災及び社会情勢等により交付決定を受けた対象事業の一部が対象期間内に完了しなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

(支援金の返還)

第14条 市長は、支援金の交付の決定から5年以内に前条の規定又は補助金等交付規則の規定により支援金の交付の決定が取り消されたときは、期限を定めて、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産処分の制限)

第15条 補助金等交付規則第21条第1項に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)及び対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年通商産業省告示第360号)に準じるものとする。

(帳簿の備付け)

第16条 対象者は、対象事業にかかる収入及び支出の状況を明らかにした帳

簿を備え、かつ収入及び支出について請求書等を整理し、当該対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(施行の細目)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき交付された支援金に対する第14条から第16条までの規定の適用については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

経費区分	内訳
①機械装置費等	事業遂行に必要な機械、装置、什器、備品等の新品・中古品の購入等に要する経費（リース料・レンタル料含む）
②開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
③広報費	パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費
④外注費	上記①から③に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費
⑤展示会出展費	コロナ禍において新しい販路を拡大するために商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するために要する経費

別表第2（第4条関係）

1	対象事業の目的に合致しないもの
2	オークションによる購入（インターネットオークションを含む）
3	自社内部の取引によるもの ・個人事業者にあつては、親族関係にある個人事業者との取引及び親族関係にあるものが取締役又は使用人を務める法人との取引 ・法人にあつては、親子会社・関連会社との取引
4	駐車場代や事務所等に係る家賃、保証金、敷金、礼金、仲介手数料、光熱水費、新商品の開発や販路開拓以外にも使える機器設備のリース料、レンタル料
5	販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達にかかる経費
6	電話代、インターネット利用料金等の通信費
7	名刺や文房具、マスクや消毒液、その他事務用品等の消耗品代
8	雑誌購読料、新聞代、団体等の会費等、茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
9	不動産の購入・取得費、登記費用、修理費、車検費用
10	税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
11	金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
12	国税・地方税
13	各種保証・保険料
14	借入金等の債務への返済費用（元本、利息、手数料等）及び遅延損害金
15	免許・特許等の取得・登録費
16	講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等
17	商品券・金券等の購入にかかる経費
18	仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む。）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済が行われた経費
19	役員報酬、直接人件費
20	各種キャンセルに係る取引手数料等
21	補助金等の応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
22	保険適応診療にかかる経費
23	自動車等車両の購入に係る経費
24	50万円（税抜）以上の中古品
25	開発費における試作品等の生産に要する以外の経費
26	上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費